

共同募金 地域福祉推進事業 募集要項

対象事業年度：令和2年度

1 目的

赤い羽根共同募金の配分金を財源とし、柏崎市内のボランティア団体、社会福祉法人、NPO 法人等が実施する事業に対して助成を行うことを目的とする。

2 助成対象団体

ボランティア団体、社会福祉法人、NPO 法人等の福祉活動を行う各種団体

3 助成対象事業

- (1) 子ども、高齢者、障がい児・者等を対象とする事業
- (2) 地域住民の生きがいくりのための事業
- (3) 福祉や地域課題への関心を高める事業
- (4) 世代間の交流を促進する事業
- (5) 地域での具体的な課題の解決を図るための事業
- (6) その他、小地域での地域福祉を推進するために必要と認められる事業

4 助成対象外事業及び経費

次に掲げるものは、助成の対象としない。

- (1) 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的とする事業
- (2) 公的な補助金又は本助成以外からの助成を受けている事業
- (3) 団体の運営費（人件費及び家賃、光熱費、通信費等）
- (4) その他、助成審査委員会において不適切と認められる事業及び経費

5 助成対象年度

令和2年度事業（令和2年7月1日～令和3年3月31日）

6 助成基準

- (1) 助成額
1事業50,000円を上限とする。
- (2) 助成率
総事業費の9割以内で、総事業費の1割以上の自己負担を必要とする。

7 助成の審査

柏崎市共同募金委員会（以下、「当会」という。）助成審査委員会での審査を経て、当会の運営委員会にて助成の可否及び助成金額を決定する。なお、同一団体への継続助成については、連続3年を上限とする。継続して3年間の助成交付を受けた団体は、原則翌年度の申請をすることは出来ない。

8 応募方法及び助成内定時期

（1）応募方法

「助成申請書」に必要書類を添付し、柏崎市共同募金委員会へ提出する。

（2）申請締切

令和2年5月25日（月）必着

（3）助成決定

当会助成審査委員会で申請内容について審査し、令和2年6月末に開催される運営委員会で助成決定し、目録を贈呈する。

9 助成対象団体の責務

（1）助成交付を受けた団体は、事業の実施にあたり、「赤い羽根共同募金」の助成を受けて事業を実施することを、広く市民に明示しなければならない。

（2）助成交付を受けた団体は、共同募金運動の趣旨に賛同し、共同募金運動に積極的に参画・推進しなければならない。

（3）助成交付を受けた団体は、事業実施終了後1か月以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて柏崎市共同募金委員会まで「事業完了報告書」を提出しなければならない。報告がない場合は次年度以降の助成事業の申請を受け付けない。

10 問合せ先

柏崎市共同募金委員会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 TEL 22-1411